

○茅ヶ崎市附属機関設置条例（抄）

平成 1 0 年 1 2 月 2 8 日

茅ヶ崎市条例第 4 4 号

（趣旨）

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定による附属機関の設置に関しては、法令又は他の条例に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

（委任）

第 3 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関の規則その他の規程で定める。

別表（第 2 条関係）

附属機関の属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
市長	略	略	略
	茅ヶ崎市総合計画審議会	茅ヶ崎市の総合計画につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	2 5 人以内
	略	略	略
略	略	略	略

（参考）

○地方自治法（抄）

（昭和二十二年四月十七日）

（法律第六十七号）

第百三十八条の四 略

② 略

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

○茅ヶ崎市総合計画審議会規則

平成10年12月28日

茅ヶ崎市規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）に基づき設置された茅ヶ崎市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、茅ヶ崎市の総合計画の策定及び実施に関する基本的な事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するものとする。

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 市の区域内の公共的団体等の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市の教育委員会及び農業委員会の委員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 審議会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画政策部総合政策課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。